

# ○沖縄県立看護大学特任教授設置規程

(平成20年3月27日沖縄県訓令第19号)

(沿革) 平成23年3月22日訓令第28号改正  
平成25年4月5日訓令第68号改正  
平成26年4月1日訓令第58号改正  
平成29年3月31日訓令第27号改正

(設置)

第1条 沖縄県立看護大学大学院における教育及び研究の維持及び充実を図るため、沖縄県立看護大学に特任教授を設置する。

(身分)

第2条 特任教授は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤の嘱託員とする。

(職務)

第3条 特任教授は、沖縄県立看護大学の学長（以下「学長」という。）の指揮監督を受け、次に掲げる業務を行う。

- (1) 専門の領域における教育及び研究に関すること。
- (2) その他学長が必要と認める事項に関すること。

(委嘱及び委嘱期間)

第4条 特任教授は学長の申出に基づき、知事が委嘱する。

- 2 特任教授の委嘱機関は、1年以内とし、2回に限り更新することができる。
- 3 前項の規定にかかわらず、2回を超えて更新する必要がある場合には、保健医療部保健医療総務課長は、総務部行政管理課長と協議するものとする。

(報酬等)

第5条 特任教授の報酬及び費用弁償の額は、沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則（昭和47年沖縄県規則第111号）に定めるところによる。

(勤務条件)

第6条 特任教授の勤務場所は、沖縄県立看護大学とする。

- 2 特任教授の1月の勤務日数は16日以内とし、勤務する日及び勤務時間は学長が別に定める。

(服務)

第7条 特任教授は、その業務の遂行に当たって、法令、条例、規則等に従い、かつ、学長の職務上の命令に従わなければならない。

- 2 特任教授は、その職務の信用を傷つけ、又は職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。
- 3 特任教授は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職務を退いた後も、同様とする。
- 4 特任教授は、勤務時間中は職務に専念しなければならない。

(解嘱)

第8条 知事は、特任教授が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、委嘱期間内であっても解嘱することができる。

- (1) 特任教授としての能力又は適正を著しく欠くとき。
- (2) 前条の規定に違反したとき。
- (3) 特任教授として不相当と認められる行為をしたとき。
- (4) 心身の故障その他の理由により職務を行うに適しなくなったとき。

(5) 委嘱の必要がなくなったとき。

2 前項の規定により解嘱しようとする場合は、沖縄県立看護大学の教授会の審査を経るものとする。

(補則)

第9条 この訓令に定めるもののほか、特任教授に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成23年3月22日から施行する。

附 則

この訓令は、平成25年4月5日から施行する。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。